

ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区

地区緊急災害対策本部規則

ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区

地区緊急災害対策本部規則

前 文

原則として災害が発生した場合、直ちに地区緊急災害対策本部を設置し、会員安否と被災地の被害状況を速やかに確認し、インターネット等、通信インフラを駆使し、災害対策等の初動体制が速やかに起こせるように体制を設備する。また、必要と認めるときは、地域住民並びに被災地の会員等を支援するための地区緊急災害支援センターを立ち上げ、被災地の各クラブとの連携が図られ適正かつ迅速に支援できる体制を確立したい。

第1章 総 則

第1条 (名称)

この規則は、地区緊急災害対策本部（以下「地区対策本部」という）規則と称する。

第2条 (事務所)

この地区対策本部の事務所は、ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区（以下「地区」という）キャビネット事務局内に置く。

第3条 (目的)

この規則は、災害発生時、速やかに必要な体制を確立するための基本事項を定め、総合的かつ計画的な体制の策定及びその推進を図ることを目的とする。

第4条 (組織)

- 1項 地区対策本部の本部長は地区ガバナーをもって充てる。
- 2項 地区対策本部の副本部長は、第一副地区ガバナー及び第二副地区ガバナーとし、本部長は被災もしくは正当な事由により職務遂行できない場合はその職務を代行する。
- 3項 地区対策本部の、委員は地区アラート委員長がその任にあたる。
- 4項 本部長は、専門知識を必要とする場合、特別委員を任命することができる。

第5条 (地区対策本部の責務)

地区対策本部は、地区内市町村における災害が発生した場合において、災害管轄のゾーン・チェアパーソンを監督するとともに、災害対策に必要なあらゆる事務及び業務の遂行とその総合調整を行い、万全の措置を講ずる責務を有する。

第6条 (ゾーンの責務)

- 1項 災害管轄のゾーン・チェアパーソンは、当該ゾーン内のクラブとの総合調整を行う責務を有する。
- 2項 災害管轄のゾーン・チェアパーソンは、当該ゾーン内の各クラブと相互協力できるよう調整を図るため、当該ゾーン内の緊急災害対策調整会議（以下「調整会議」という）を開き、地区対策本部に報告を行う。

第7条 (クラブ緊急災害対策本部の責務)

各クラブは、当該市町村における災害が発生した場合において、災害支援を行う必要があると認めるときは、クラブ緊急災害対策本部（以下「クラブ対策本部」という）を設置し、的確かつ迅速に支援活動を行う。

第8条 (緊急援助資金残高)

- 1項 地区緊急援助資金規定により、資金残高は常時 1,000 万円以上を確保する。
- 2項 災害発生時、被災地へ緊急援助資金として支出し、本条 1 項残高が確保できない事態になり、キャビネット会議にて提議、承認された場合、緊急災害対策本部長（地区ガバナー）は各クラブ、メンバーに対し、緊急援助資金を規模に応じて調達し、その填補は会員から徴収する。

第 2 章 地区緊急災害支援センター

第9条 (地区緊急災害支援センター)

- 1項 本部長は、必要と認めるときは地区対策本部に地区緊急災害支援センター（以下「支援センター」という）を設置する事ができる。

- 2項 支援センターの組織構成は以下の通りとする。
- ・ 支援センター委員長は、本部長が就任し、地区対策本部長職と兼務する。
 - ・ 副委員長に第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー。
 - ・ 委員に地区ガバナーが所属するゾーン・チェアパーソン、地区 LCIF、アラート各委員長。
 - ・ 事務局長にキャビネット幹事。
 - ・ 会計にキャビネット会計。
 - ・ 特別委員に前地区ガバナー。
- 3項 支援センターは、あらゆる情報を得て、その災害規模に応じて支援を行う。
- 4項 支援センター会議において、支援金（緊急援助資金）の配分を決め支援する。
- 5項 支援センターは、具体的な運用についてはマニュアルを作成し実行規範とし。日頃より準備を行う。

第10条 (資金の調達)

地区緊急援助資金から、災害規模に応じた資金を調達する。またクラブ及び会員並びに地域社会の個人、団体その他の人々からの寄付金、義援金等を受けて調達する。

第11条 (表彰)

資金の調達に功労のあったクラブ、個人、団体等に対し表彰及び感謝の意を表すことができる。

第3章 会計

第12条 (会計処理)

- 1項 地区対策本部が設置されたとき、会計処理を明確にするため特別専用口座を開設する。
- 2項 支援センターの基本財源は、前10条（資金の調達）に基づき地区緊急援助資金からの立替金を充当する。LCIFからの入金や他地区クラブ、個人、団体等からの寄付金、義援金等を財源とし、適正に入出金を管理する。

第13条 (会計年度)

会計年度は、地区対策本部が設置されたときから、年度末の 6 月 30 日までとする。

第14条 (収支報告)

年度内の会計収支報告を次年度第 2 回キャビネット会議までに報告とする。

第 4 章 解 散

第15条 (解散及び引継ぎ)

- 1項 存続期間については、災害時の終息年度末、又は本部長の終息宣言をもって解散する。
- 2項 災害時期や規模に応じて、当該年度をまたぐ場合、第 4 条に基づき組織を引き継ぐものとする。

附 則

(施行)

この規則は、ライオンズクラブ国際協会 333-E 地区 2016-2017 年度第 1 回キャビネット会議決議のあった日に公布され、2016 年 7 月 16 日から施行される。

ライオンズクラブ国際協会333-E地区
2016-2017年度 地区緊急災害対策本部 組織図

1. 災害発生時

地区緊急災害対策本部		
本部長	地区ガバナー	中嶋 正昭
副本部長	第一副地区ガバナー	川島 正行
副本部長	第二副地区ガバナー	根本 昌卓
委 員	地区アラート委員長	渡辺 博

2. 地区緊急災害支援センター【必要に応じて本部長（地区ガバナー）が召集出来る】

